

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（別表第6）

改正後		改正前	
別表第6（第3条関係） 公園に関する整備基準		別表第6（第3条関係） 公園に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 出入口	<p>公園の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 車椅子使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、2の(10)に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(5) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること</p> <p>(6) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p>	1 出入口	<p>公園の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、2の(10)に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(5) 必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること</p> <p>(6) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p>
2 園路	<p>主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル</p>	2 園路	<p>主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル</p>

改正後	改正前
<p>以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断<u>勾配</u>は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 3パーセント以上の縦断<u>勾配</u>が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上、幅180センチメートル以上の水平区間を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車<u>椅子</u>使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</p> <p>(4) 横断<u>勾配</u>は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(6) 必要に応じて、手すりを設けること。</p> <p>(7) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(8) 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の<u>溝蓋</u>を設けること。</p> <p>(9) 車<u>椅子</u>使用者が通過する際に支障となる段を設ける場合は、次に定める構造とし、(10)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ア 回り段としないこと。</p> <p>イ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができる。</p> <p>ウ つまづきにくい構造とすること。</p> <p>エ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p>	<p>以上とすることができる。</p> <p>(2) 縦断<u>こう配</u>は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 3パーセント以上の縦断<u>こう配</u>が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上、幅180センチメートル以上の水平区間を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車<u>いす</u>使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置すること。</p> <p>(4) 横断<u>こう配</u>は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>(6) 必要に応じて、手すりを設けること。</p> <p>(7) 路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(8) 排水溝には、つえ等が落ち込まない構造の<u>溝ぶた</u>を設けること。</p> <p>(9) 車<u>いす</u>使用者が通過する際に支障となる段を設ける場合は、次に定める構造とし、(10)に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ア 回り段としないこと。</p> <p>イ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、片側のみとすることができる。</p> <p>ウ つまづきにくい構造とすること。</p> <p>エ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>オ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p>

改正後		改正前			
	<p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(10) 段に代わる傾斜路又は段に併設する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員120センチメートル以上、縦断<u>勾配</u>8パーセント以下とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 横断<u>勾配</u>は、設けないこと。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあつては、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>カ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>キ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(11) 視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(12) 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は120センチメートル以上とし、段差は2センチメートル以下とし、すりつけ<u>勾配</u>は8パーセント以下とすること。</p>		<p>カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(10) 段に代わる傾斜路又は段に併設する傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員120センチメートル以上、縦断<u>こう配</u>8パーセント以下とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 横断<u>こう配</u>は、設けないこと。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあつては、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 手すりの端部の付近には、段の通ずる場所を点字により表示すること。</p> <p>カ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。</p> <p>キ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(11) 視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(12) 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は120センチメートル以上とし、段差は2センチメートル以下とし、すりつけ<u>こう配</u>は8パーセント以下とすること。</p>		
3	便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、 <u>別表第3の4の(1)アからスまで</u> に定める構造とすること。	3	便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所は、 <u>別表第2の8の(1)</u> に定める構造とすること。
4	駐車場	利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、 <u>次</u> に定める構造の車 <u>椅子</u> 使用者用駐車施設を、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数	4	駐車場	利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、 <u>別表第2の9</u> に定める構造の車 <u>いす</u> 使用者用駐車施設を、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得

改正後		改正前	
	<p>上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けること。</p> <p><u>(1) 幅は350センチメートル以上、奥行きは500センチメートル以上とし、1以上の施設は、幅は370センチメートル以上、奥行きは600センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 設置する場所は、1に定める構造の出入口に近接した水平な場所とすること。</u></p> <p><u>(3) 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で分かりやすく表示すること。</u></p>		<p>た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けること。</p>
5 案内 標示	<p>案内標示を設ける場合は、次のように設けること。</p> <p>(1) 案内標示は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>(2) 案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、1に定める構造の出入口の付近に設置すること。</p> <p>(3) 掲示板又は標識を設ける場合は、表示された内容が分かりやすいものとする。</p>	5 案内 標示	<p>案内標示 <u>(案内板、掲示板及び標識をいう。以下この表において同じ。)</u>を設ける場合は、次のように設けること。</p> <p>(1) 案内標示は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。</p> <p>(2) 案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、1に定める構造の出入口の付近に設置すること。</p> <p>(3) 掲示板又は標識を設ける場合は、表示された内容が分かりやすいものとする。</p>
6 附帯 設備	<p>ベンチ、屋外卓その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>	6 附帯 設備	<p>ベンチ、屋外卓その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>